判例における「法意」の意義

藤村和夫

I はじめに

伴うものでなければならない。 導かれる結論を支えるものであるから、紛争当事者にとっては勿論、およそ当該判例に接する者にとっても説得力を ながら、そのような解決を導くための法的根拠が求められる。ここでの法的根拠は、具体的な紛争事案の解決として 私的紛争の解決を委ねられた裁判所は、何であれ最終的に一定の解決を導くことになるが、その際には当然のこと

裁判所は、そのうちのいずれかの手法に基づき、あるいはそれらを重複させるという手法を用いる等の解釈を通じて 定)の具体的解釈という作業を必然的に伴う。その解釈手法にも種々のものがあるということは夙に知られており、 裁判所は、その法的根拠をいずれかの法源に求めることになるが、それが成文法である場合には、 当該法 (明文規

判例における「法意」の意義(藤村)

具体的紛争の解決を図り、結論を導くことになる。

の法意に鑑み」等の表現が用いられる。 を示すことがある。その中に「法意」があり、「○条の法意に照らし」ないし「○条の法意により」あるいは「○条 しかしながら、 判例は、 その判決理由において、ときに、 それら従来の典型的な解釈手法に拠ることなく法的根拠

しかし、「法意」という表現で表されるものの内実が何であるかは曖昧であり、 その表現に接した者の受け取り方

(理解) も一様ではなかろう。

れる。 るのか等―を探ることが、「法意」の意義のみならず、 従来から行われている典型的な解釈手法に拠ることができたものを、 そこで、判例が「法意」を法的根拠とする意図―はたして、そこには特別な意味が込められているのか、 判例の論理・思考過程の理解に資することになるものと思わ 特に深い意味もなくこれが用いられたものであ あるいは

ことは叶わないので、 探してみるという姿勢をとらなくても散見されるものである。ここでは、それらすべての判例を対象にして検討する 判決理由において「法意」という表現を用いる判例は頻出しているというわけではないが、 民法(および不動産登記法)が関わる興味深い二、三の判例を対象として若干の検討を試みてみ 特にそのような判例を

たい。

Ⅱ 「法意」を用いて結論を導いた判例

一 最判平成九年六月五日 (民集五一巻五号二〇五三頁)

に照らし」と表現されるものを根拠として示したものである。 る譲渡の後に、債務者が同譲渡を承諾した場合における、その承諾の効力を判断するに際し、「民法一一六条の法意 本判決は、譲渡禁止特約の付されている債権の悪意者(または重大な過失により同禁止特約の存在を知らない者)

1 事実の概要

本件は、三つの事件が併合審理されたものであるが、若干整理した上で概要を述べれば以下のようである。

Xは、同債権に譲渡禁止特約が付されていることを知っていたか、そうでないとしても同特約の存在を知らないこと 昭和六二年一二月九日当時、Aは、Bに対し、譲渡禁止特約を付した売掛代金債権(甲債権)を有していたところ、

につき重大な過失があった。

Bに対し、 同月一〇日に到達した内容証明郵便により、 甲債権をXに譲渡した旨の通知をした (同譲渡は

代物弁済としてなされたものであった)。

その後、同月一一日、Y(国:C社会保険事務所長)は、甲債権に対し滞納処分による差押えをなした。

同月二一日、 D(Aの一般債権者)の申立により、甲債権に対する仮差押えの執行がなされた。

同月二二日、Y (国:E税務署長) は、甲債権(の一部)に対し滞納処分による差押えをなした。

判例における「法意」の意義(藤村)

昭和六三年一月一一日、Xの申立により、甲債権に対して強制執行による差押えがなされた。

執行による差押等が競合したことを理由として、いわゆる混合供託(民法四九四条および滞納処分と強制執行等との手続 への甲債権の譲渡を承諾した「ものというべきである」とされたものである)。 いてはこれを認めたうえで、真の債権者を確知できないとして供託していることが認められるから、」Bは、 (これは、 の調整に関する法律 そこで、昭和六三年一月二九日、 原審において、上記「供託書には、本件譲渡禁止の特約に違反することの記載がなく、本件売掛代金債権の譲渡自体につ 〔滞調法〕二〇条の六第一項を根拠法条とする)をすると同時に、 B は、 真の債権者を確知することができず、かつ、滞納処分による差押えと強制 AからXへの甲債権譲渡を承諾した 同供託の際、 A から X

権があることの確認を求める反訴を提起した。 し、他方Yも、Xらを被告として(甲債権に譲渡禁止特約が付されていたことを理由として)Yに供託金還付請求権の取立 このような状況において、Xは、Yらを被告として、Xが供託金還付請求権を有することの確認を求める訴を提起

年判決」という)を引用して、債務者Bが譲渡につき承諾を与えることによって甲債権譲渡は譲渡の時に遡って有効 権譲渡が証拠上認められるかどうかを判断するまでもなくYの差押えが優先するとして)、Yの反訴請求を認容した。X上告。 きであるから、Xは、その になるとしつつ、その対抗力は譲渡の時まで遡及するものではなく、承諾の時まで遡及するにとどまるものと解すべ 審はXの請求を全面的に認容したが、原審は、 (承諾の) 前に対抗要件を具備したYに対抗することができないとして (AからXへの甲債 最判昭和五二年三月一七日(民集三一巻二号三○八頁)(以下、「五二

2 本判決の内容

(1) 判旨

これを知らなかったXは、同譲渡によって甲債権を「直ちに取得したということはできない」ところ、Bの承諾によ り同債権譲渡が譲渡の時に遡って有効になるとしても、その承諾の前に滞納処分による差押えをしたYに対しては るのが相当である」とした上で、甲債権の譲渡当時、 譲渡の時にさかのぼって有効となるが、民法一一六条の法意に照らし、第三者の権利を害することはできないと解す 知らないでこれを譲り受けた場合でも、 「債権譲渡の効力を主張することができない」とした(ここでは、最判昭和四八・七・一九民集二七巻七号八二三頁と五二年 「譲渡禁止の特約のある指名債権について、譲受人が右特約の存在を知り、又は重大な過失により右特約の存在を その後、 債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、 同債権の譲渡禁止特約の存在を知り、または重大な過失により 右債権譲渡は

(2) 五二年判決との関係

判決とが引用されている)。

説とが存するが、通説・判例は前者によっている。 債権譲渡禁止特約の効力をどのように解するかについては、 よく知られているように、 物権的効果説と債権的効果

債務者の承諾に遡及効を認めているところから物権的効果説に立っているものといえる。

た場合でも、その後、 本判決が引用する五二年判決も、「譲渡禁止の特約のある指名債権をその譲受人が右特約の存在を知って譲り受け 債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、 右債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有

拠を何ら示してい 約の付された債権の悪意者への譲渡が、債務者の承諾によって「譲渡の時にさかのぼって」有効となることの法的根 又は債務者の承諾を要しないというべきである」として、やはり物権的効果説に立ったものであったが、 ができるものと解するのが相当であり、 後において債権を差し押え転付命令を受けた第三者に対しても、 一九条は遡及効を明示的に否定するものであって、五二年判決の判示内容とは整合しないといわなければならない)。 譲渡に際し、 なかった(五二年判決は、 債権者から債務者に対して確定日付のある譲渡通知がされている限り、 右承諾に際し改めて確定日付のある証書をもってする債権者からの譲渡通知 参照条文として民法一一九条、 右債権譲渡が有効であることをもって対抗すること 四六六条、四六七条を挙げているが、 債務者は、 譲渡禁止特 右承諾以 そのうち

解決を図ることができるものではあった。 対抗し得ると解したものであり、 及効を認め、 この五二年判決は、 かつ、 譲渡時の対抗要件具備により、 債権譲渡→債務者の承諾→差押え転付命令の順で事態が推移したものであるところ、 承諾(および対抗要件具備による対抗力)に遡及効を認めることのみによって事案の 承諾後に現れる第三者に対しても、債権譲渡が有効であることを 承諾に遡

拠として一一六条を挙げ、 れること、 れた差押債権者 これに対して本判決は、 しかし、 (第三者) その遡及効によっても(承諾前に現れた)第三者の権利を害することができないとしつつ、 に対する承諾の効力を判断する必要があったものであり、 債権譲渡→差押え→債務者の承諾という順で推移したものであるところ、その承諾前に現 その際、「一一六条の法意に照らし」という表現を採ったものである 債務者の承諾に遡及効 が その根

5 かし、 本判決は、「…その後、 債務者の承諾に遡及効を認めることについても当然に一一六条に依拠しているものと考えざるを得ない 債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、 右債権譲渡は譲渡の時に遡って有

渡は譲渡の時に遡って有効となるが、第三者の権利を害することはできないと解する…」と述べるべきであったと思 本来は、「…その後、 効となるが、民法一一六条の法意に照らし、第三者の権利を害することはできないと解する…」と述べているものの、 債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、民法一一六条の法意に照らし、

3 「法意」の意義

われる。

ことである(そして、この判断は後掲一○年判決に由来するものである)。 付された債権の譲渡を未確定無効と理解しているものといえる。もちろん、このことは五二年判決にも共通している き、一一六条に依拠する姿勢をみせていることにより、本判決は、このように判断する前提として、譲渡禁止特約の 法意に照らし」という表現を用いたものである。「法意に照らし」という表現を採った意図が奈辺にあるかはさてお になるが、その遡及効によっても第三者の権利を害することができないとする根拠として、初めて「民法一一六条の 本判決は、譲渡禁止特約が付されている債権の(悪意者への)譲渡が債務者の承諾によって譲渡の時に遡って有効

導いたことの理解に繋がる。 を明らかにすることを起点として、本判決が一一六条の類推適用ではなく、「一一六条の法意」を根拠にして結論を ここでは、まず譲渡禁止特約の付されている債権の譲渡につき、その「法意に照らし」という言葉を付してはいる なぜ無権代理行為の追認に関する規定である一一六条が引用されているのかが問われてよいであろう。

(1) 「法意」の意義への言及

が、本判決の評釈等において若干の言及がみられる。その主なものを紹介しよう。 この「法意」の意義をどのように理解するかについては、これまで意識的に論じられたことはなかったようである

- 1 る も の、 (4) 「法意に照らし」という表現の意味は、類推適用よりも更に事実と規定の距離が大きい場合を意味すると理解す
- 2 ず、本判決が同条の類推適用ではなくその法意によった趣旨は必ずしも明らかでないが、あるいは本件の権利者の 法意」とした趣旨が必ずしも明らかではないとするもの、 追完の対第三者効を非権利者の無効な処分行為の場合にとどまらず未確定行為全体の視野のなかで解したことによ と譲渡禁止特約のある債権の譲渡人の債権譲渡との間にまったく類推適用の基盤がないとはいえないにもかかわら できないことになることの根拠を何処に求めるかと自ら問いかけ、「一種の非権利者である無権代理人の法律行為 るのであろうか」として、「一一六条の類推適用」としても差支えなかったと思われるにも拘わらず「一一六条の 物権的効果説に立って債務者の承諾に遡及効を認めるとしても、その承諾によって第三者の権利を害することが
- 3 利者による処分行為であって行為の効力が生じない理由が権利の不帰属にあるわけではないことから、根拠条文を こともできるのであり、 の類推適用といいやすいのに対し、譲渡禁止特約付債権の譲渡においては、債権者による譲渡行為は、あくまで権 無権利者による処分行為は、それが代理の形式をとっていない場合であっても、実質的には(無権)代理とみる したがって、権利者による追認は、本人による無権代理行為の追認に擬しやすく一一六条

「一一六条の法意に照らし」であったとするもの、 (6) といえるのであり、 明記しにくかったところ、何らかの条文に基礎を求めることのできない「無効行為の追完」法理を積極的に認めた 譲渡の実体的効力も対抗要件の具備の時期も遡及することの根拠として最高裁が採ったのが、

- ④ 「一一六条が適用される場面にあっては、一種の非権利者である無権代理人による処分を、権利者である本人が ないと解することも可能であろう」とするもの、 が、『法意に照らし』と判示している点についても、必ずしも『類推適用』とは別の何らかの意味があるわけでは という点で、「類推適用」というには両者の状況は共通性がやや弱いという考えによるものと思われる」としつつ、 追認するという状況にあるのに対して、譲渡禁止債権の譲渡の場合には、譲渡人である債権者は非権利者ではない 「従来の最高裁判決には、類推適用と同様の趣旨で「法意に照らし」という表現を用いているものもあり、
- 無効行為の追完という文脈でとらえていることに起因すると解することもできよう」とし、「このように解した場 によった趣旨は、「譲渡禁止特約のある債権の譲渡を、非権利者による処分という文脈にとどまることなく、広く、 分といえないこともないので一一六条を類推適用する基盤はあるといえようとし、結局、本判決が一一六条の法意 るためであろうか」としつつ、譲渡禁止特約が付された債権を債権者が譲渡することは、 一一六条が対象としている状況と「債権者による譲渡に対する債務者の承諾との間に類推適用の基盤が脆弱であ 債務者の承諾を譲渡の効力要件としてとらえていることになろうか」とするもの、® 一種の非権利者による処
- の譲渡に対する譲渡後の債務者の承諾により、譲渡が遡及的に有効となることによって害されるべきではない理由 「一一六条の法意に照らし、第三者の権利を害することはできない」としたことの趣旨は、「譲渡禁止特約付債権

を有する第三者を保護する、 ということに限定すべきである」と解するもの等である。

ないし「法意に照らし」の意義を明らかにするものとしては心許ない。 ここに現れた各見解は、なるほどと思われるものもあるものの、若干疑義を抱かざるを得ないものもあり、

たことによるものであろうか」とする理解については、これで何を言わんとしているのか明確でないといわざるを得 ②の「権利者の追完の対第三者効を非権利者の無効な処分行為の場合にとどまらず未確定行為全体の視野の中で解し まず、①の理解は、「類推適用」と「法意」とを比較した場合の素直な受け止め方ではないかとの印象を受けるが、

であって、本件のような事案においては前者は含まれるべきではないであろうから、「未確定行為」という用語を用 いるのは適切とは思われない。 また、「未確定行為全体の視野の中で」とするが、未確定行為には、 未確定有効行為と未確定無効行為とがあるの

属にあるわけではないとされているが、この点も疑問である。 ③においては、債権者による譲渡行為は、権利者による処分行為であって行為の効力が生じない理由が権利の不帰

は、 よって当該債権の処分権 譲渡禁止特約の付されている債権の債権者は、たしかに債権者ではあるが、 権利者による処分行為とはいえないといわなければならない。③の論者は、ここでの権利者の意義を取り違えて (債権譲渡権限) を失っていると解すべきものであり、 譲渡禁止特約が付されていることに したがって、 債権者による譲渡行為

いるのではなかろうか。

同様のことは④についてもいえる。ここでも「譲渡人である債権者は非権利者ではない」としているのであるが、

③について述べたところと全く同様のことがいえよう。

よる処分といえないこともない」とする⑤の理解が適切であろう。 その意味で、この部分については、「譲渡禁止特約が付された債権を債権者が譲渡することは、 一種の非権利者に

諾を効力要件と捉えていると解することによってどのように説明できるのか理解が容易でない。 要件としてとらえていることになろうか」とする部分、つまり、債務者の承諾を、譲渡禁止特約のある債権の 完という文脈でとらえていることに起因すると解することもできよう」とするところは、 効力要件とするということが、一一六条の法意とどのように関わることになるのか定かではない。 う意味ではその通りだといえよう。しかし、それに続いて「このように解した場合には、 の承諾により譲渡が遡及的に有効になるとしても、第三者の権利を害することはできないということを、債務者の承 そして、⑤が、本判決が一一六条の法意に拠った趣旨を、「譲渡禁止特約のある債権の譲渡を…広く無効行為の追 債務者の承諾を譲渡の効力 未確定無効行為の追完とい とりわけ、 譲 債務者 渡の

認の遡及効」と「第三者の権利を害し得ない」という二つの内容が盛り込まれているのであって、 由を有する第三者の保護」 |一一六条の法意に照らし」としたことの趣旨を | 譲渡が遡及的に有効となることによって害されるべきではない理 債務者の承諾により、 ということに限定すべきである」とするが、一一六条の本文とただし書きの双方に目を向ければ、そこには ⑥については、「一一六条の法意に照らし、第三者の権利を害することはできない」としたことの趣旨は、 譲渡が遡及的に有効となることによって害されるべきではない理由を有する第三者を保護す のみに限定したものと解することには無理があろう。 そうであれば 追

らかにされたとはいい難い状況であった。そこで、改めてその意義を問うてみよう。 測がなされてきてはいるものの、 以上のように、本判決が、「一一六条の法意に照らし」という表現を用いて結論を導いた趣旨については種々の推 いずれも明晰性を欠くものといえようか。それゆえ、 「法意」の意義についても明

(2) 検討

三四・三・二三民集一六巻八号一七〇九頁)が大判昭和一〇年九月一〇日(民集一四巻一九号一七一七頁)(以下、「一〇年判 決」という)を引用したのを受けてのことであり、したがって、さらに一○年判決にまで遡ることが要請される。そ と結びつくことになる。そして、三七年判決が一一六条を類推適用したのは、その原審判決(東京高 利者の処分の時に遡って同処分が効力を生ずるとするに際し一一六条を類推適用しているのであり、ここで一一六条 るわけではないが、三七年判決は、無権利者がなした処分につき、真実の権利者がこれを追認したときは、その無権 し、それがまた、「法意」の意義を明らかにすることにも資するものと思われる。 して、ここまで遡ってみることによって、本判決が「一一六条の法意」という表現を採った理由に近づけるであろう (民集一六巻八号一七○○頁)(以下、「三七年判決」という)に遡る必要がある。本判決が、この三七年判決を引用してい 本件事案における債務者の承諾に遡及効を認めるかどうかについて検討する際には、最判昭和三七年八月 判昭 日日 和

うな判断がなされたのか、まずは一○年判決が登場するに至る経緯を瞥見した後、両判決の概要をみていこう。 この一○年判決も三七年判決も他人の権利の処分とその追認に関するものである。どのような事案においてどのよ

一〇年判決

(ア) 一〇年判決登場の経緯

今日においては、非権利者の処分行為の追認をめぐる議論が盛んであるが、 かつては殆ど論じられていなかったも

のである。

権代理行為でもないから、 すなわち、非権利者が何らかの処分行為をなしたとしても、それが何の効力も生じないことは当然であり、 非権利者の処分行為の無効は、無権代理行為のような未確定無効ではなく、単なる無効と また無

観念すべきものと考えられていた。

しかし、その後、これも未確定無効と解すべきであると考えられるようになったものである。

無効な行為を単に追認しただけでは未だその効力を生ずるものではないが、当事者がその無効であることを知り、 無効な行為といえども、その効力を生じさせる余地が全くないわけではない。一一九条の存在がそれを可能にする。

か

無効原因がなくなった後に追認したときは、同じ内容の行為をしたものとみなされるのである。

当事者間において、遡及して行為の時から有効だったような取り扱いをすることは妨げられない)。 他の行為が有効に成立することになる。したがって、その追認の時から将来に向かってのみ効果が生ずる(ただし この一一九条によるときは、無効であった行為そのものが有効になるのではなく、無効行為と同一の内容を有する

無権代理行為の無効が、この未確定無効の一場合だとされている。 由が付加されることによって有効となり得る場合も存する。このような無効を一般に未確定無効と呼ぶのであるが ところで、 無効な行為という場合の無効とは、常に絶対的 ・確定的無効のみを意味するものではなく、 後にある事

判例における「法意」の意義 (藤村)

そのうちの一八五条は以下のような内容である。 BGBは、 非権利者の処分行為が未確定無効の一場合であるか否かについては、民法典に明文規定は存しない。これに対し、 一一九条ただし書と同趣旨の規定(一四一条) のほかに、同意、 追認に関する一般的制度を設けており、

項「非権利者が目的物につきなした処分は、権利者の同意を得てなされたときは有効である。」 「権利者が処分を追認したとき、処分者が目的物を取得したとき、または権利者が処分者を相続し、 産債務につき無限責任を負うときは、その処分は有効なものとなる。後二者の場合において、目的物につい て互いに相容れない数個の処分がなされたときは、最初の処分のみ有効となる。」 かつ、遺

未確定無効である旨を肯定する学説が出現し、その直後ともいえる時期に一〇年判決が登場することになった。そし、ロº る一一六条(を明確に引用しているわけではないものの、そ)の考え方が借用されたのである。 て、そこで、追完法理に関する一般規定を持たない日本民法において、その(追完法理の)現れであると解されてい わゆる追完法理と呼ばれるものであるが、このドイツ民法の影響を受けて、我が国にも、 非権利者の処分行為が

(イ) 一〇年判決の事実の概要

時系列に従って要約すれば以下のような事実が認められる。

大正一二年一○月一三日、A、Υ、Υ⁰らは、その共有山林 (甲山林) を協議により分割し、 Aがこれを単独所有す

ることになったが、持分登記は従前のままであった。

昭和四年二月一〇日、 X は、 Aから甲山林を譲受け、 持分取得の登記をした。

同年八月二四日、 Bが何ら権限を有しないにも拘わらず、自己の名において甲山林の毛上(樹木等)をCに譲渡した。

昭和七年六月頃より、 Y, Yは甲山林の立木を伐採して製炭事業を開始した。

同年一〇月四日、Xが、BC間の譲渡を追認した。

同年一〇月、Xは、 Y_1 Yを相手に伐採等を禁ずる仮処分をなし、その後、 本訴を提起して立木伐採等の侵害行為

禁止および損害賠償を請求したというものである。

(ウ) 判決の内容

云フカ如キハ寧ロ偏狭ニ失スルコトアルモ何等取引ノ円滑ニ資スルトコロ無ケレハナリ而シテ此理ハ他人ノ権利ヲ自 差戻した 己ノソレトシテ自己ノ名ニ於テ処分シタル場合ニマテ拡張スルヲ得ヘシ…」と述べて原判決を破棄し、 為メニ効力ヲ生スルコト夫ノ無権代理ノ追認ト択フトコロ無シ蓋追認ハ代理行為ノ場合ニノミ限局セサル可カラスト 「…凡ソ他人ノ権利ヲ自己ノ名ニ於テ処分シタル場合ニ本人カ後日其ノ処分ヲ追認シタルトキハ右ノ処分ハ本人ノ 審裁判所に

場合と何ら異なるものではないから、Yらの不法伐採は、 を構成するものではないとして、Xの請求を斥けた。すなわち、何ら権利を有しない者 Xの追認によりBC間の譲渡の効力がXのために生ずることは、(たとえ顕名がなされていないとしても) BC間の譲渡 (処分) 行為以降は、Xに対しては不法行為 (非権利者) が他人の権利を 無権代理の

BC間での処分の時点に遡って有効な物権変動があったものと認めることとしたのである。 とは無権代理の場合と同様であって、 自己の名で処分した場合に、権利者(本人)がその処分を追認したときは、その処分が本人のために効力を生ずるこ 非権利者Bの譲渡 (処分)行為を権利者(所有者)Xが追認したときは、無権代理行為の追認の場合と同じく、 追認は代理行為の場合にのみ限定されると解するのは解釈として狭きに失する

非権利者の処分行為は未確定無効であるとしたのであり、ここで前記の学説の主張が採り入れられたものである。(②) このように、本判決は、他人の権利の処分とその追認の遡及効に関するものといえるが、その前提的理解として、

② 三七年判決

法理を踏襲した。 〇年判決は学説一 般の支持を得たが、その後、 最高裁も三七年判決において一一六条の類推適用という形でこの

(ア) 事実の概要

は、 なされた。 Aが、Xに無断でその印鑑を持ち出して贈与契約書を偽造した上でなされたものである)を原因とする所有権移転登記が 和二八年六月六日、 X所有の不動産 (甲不動産) につき、 X から A (Xの子) への (同年五月二五日の) 贈与

同年七月三一日、 Aが、YのBに対する債権を担保するために甲不動産に根抵当権を設定し、その旨の登記も備え

同三〇年六月頃、Xが、上記所有権移転登記と同根抵当権設定の事実を知った。

(なお、原審は、Xが、右贈与契約を追認したことを認めるには証拠が十分ではないとしている)。 同年一二月、Xが、Yに対し、根抵当権は当初から有効に存続することを承認し、 根抵当権設定登記を追認した

とを求めて訴を提起した。一審はX勝訴。 として甲不動産に設定された根抵当権は存在しないことの確認を求め、 設定契約を結んだYが根抵当権を取得するいわれはないとして、Yを相手に、Yを債権者、Bを債務者、 ここにおいて、Xは、本件贈与契約およびそれに基づく所有権移転登記は、右のような経緯でなされたものであっ 甲不動産の所有権はAに移転することなく依然としてXに属しているから、全くの無権利者であるAと根抵当権 原審はY勝訴。 同根抵当権設定登記の抹消手続をなすべきこ Aを所有者

(イ) 判決の内容

審が、Xは同抵当権が当初から有効に存続することを承認し、同抵当権の設定を追認したと認めた理由は定かではない)。 同年一二月中、 月頃に至り、 遡って効力を生ずるものと解するのを相当とする」として一○年判決を引用した上で、原審が、 の権利者が後日これを追認したときは、無権代理行為の追認に関する民法一一六条の類推適用により、処分の時に を追認したことを認めて同抵当権の設定はXのために効力を生じたものと判断したのは正当であるとした(なお、 「或る物件につき、なんら権利を有しない者が、これを自己の権利に属するものとして処分した場合において真実 Aが甲不動産につき無断で所有権移転登記手続および本件抵当権設定をしている事実を知ったところ、 Yに対し、 同抵当権は当初から有効に存続するものとすることを承認し、 Aのなした本件抵当権設定 Xは、昭和三○年六 原

③ 非権利者の処分とその追認への一一六条の類推適用

ができるのであるが、本判決に至るまでには、次のような経緯を辿ってきたとみることができる。 非権利者の処分行為とその追認をめぐる議論に関しては、今日、学説、 判例の姿勢はほぼ固まっているということ

効を認め、三七年判決がそれに一一六条の類推適用という法的根拠を用意し、そして、五二年判決を経て本判決が登 すなわち、まず、学説が非権利者の処分行為を未確定無効と捉え、一〇年判決がこれを前提としてその追認に遡及

場したのである。

含めての考察が有用であることは改めて述べるまでもないであろう。 したがって、本判決における「一一六条の法意に照らし」の意義を明らかにしようとする場合には、 五二年判決も

知または債務者の承諾を要しないともしていた)。 及的に有効となると解したものといえよう(なお、この五二年判決は、譲渡禁止特約違反の債権譲渡の効力を第三者に対抗し 譲渡禁止特約に反して譲渡した債権者Aを無権代理人のように考えて、そのAの処分行為により不利益を受ける債務 き、その承諾の遡及効を認めたものであるところ、そこでは何らの法的根拠も示されなかった。しかし、五二年判決 本判決に先立つ五二年判決は、譲渡禁止特約の付された債権の(悪意者への)譲渡を(債務者が)承諾したことにつ この学説、 (債権譲渡禁止特約は専ら債務者の利益を慮って約定される) を本人と考え、その承諾 確定日付ある証書による譲渡通知の日からであって、 判例の流れに乗ってその判断を導いたであろうことは容易に推測し得る。すなわち、五二年判決は、 Bの承諾の際、 改めて確定日付ある証書で債権者からの譲渡通 (追認)により、 債権譲渡は遡

本判決が「一一六条の法意に照らし」という表現を採るに至ったこの経緯を、当事者の法的地位に着目しながら検

討を加えてみよう。

認された場合と同様に考えて=一一六条本文に基づいて当該処分行為がなされた時に遡って効力を生ずることになる 処分した者であり、それゆえ、両名のなした行為は非権利者の処分行為と捉えられるが、その際、 右両判決はこのように考えたのである。 え顕名をしていない場合であっても、その非権利者の処分行為は、実質的に無権代理人の行為と同視することができ 右一〇年判決のB、三七年判決のAは、 したがって、その非権利者の処分行為が権利者によって追認されたときは、無権代理人の行為が本人によって追 いずれも何ら権利を有しないにも拘わらず他人の権利を自己の名にお 非権利者が、たと いて

権利者であるXを本人に擬してその結論を導いたものであった。 すなわち、一○年判決は、根拠条文を明確にすることはなかったものの、非権利者であるBを無権代理人に擬し、

とは違い一一六条の類推適用に拠ることを明確にしたのである。 同様に、三七年判決は、やはり非権利者Aを無権代理人に擬し、真実の権利者Xを本人に擬した上で、一○年判決

に肯んじることができるものであった。 が追認した事案に一一六条を類推適用する基盤は十分に調っていたといえる。したがって、三七年判決の姿勢は容易 の処分行為は、実質的には無権代理人の行為と同視することができるものであるから、 一○年判決の説示にみられるように、顕名していない非権利者は無権代理人となるものではないが、その非権利者 非権利者の処分行為を権利者

4 譲渡禁止特約の付された債権の譲渡を債務者が(事後に)承諾した場合と一一六条

○年判決・三七年判決と五二年判決・本判決とを比較するに際して着目しなければならない相違は

承諾した場合の同譲渡の効力とそれに伴う対第三者効とが問題となっているという点と、 のみが問題となっているものであるが、後二者は譲渡禁止特約の付された債権の(債権者による) (ア)これまで繰り返しみてきたように、 前二者は非権利者の処分行為が (権利者によって)追認された場合の効力 譲渡を (債務者が)

と五二年判決の債務者・本判決のBとの法的地位を同視することはできないという点である。 (イ)一○年判決のB・三七年判決のAと五二年判決の債権者・本判決のAおよび一○年判決・三七年判決の各X

きとが関わるものとなり、(イ)は同条を類推適用するか否かということと関わることになろう。 一一六条との関係をみると、(ア)につき、 前二判決は一一六条本文と後二判決は一一六条本文および同ただし書

干煩瑣でもあり、 としてみていくこととし、一〇年判決と五二年判決は必要に応じて参照することとする。 本稿の目的との関係では、(イ)を中心にみていけばよいと思われるところ、 特に理解を助けることにもならないと思われるところから、以後は、三七年判決と本判決とを対象 前記四判決を並記していくことは若

これが当然の如く受け容れられるのであれば、本判決も一一六条の類推適用という手法で結論を導くことができたは は既にみてきたとおりであるが、本判決のAを無権代理人に、同Bを本人にそれぞれ擬することはできるであろうか。 さて、三七年判決が、非権利者Aを無権代理人に、権利者Xを本人にそれぞれ擬して一一六条を類推適用したこと しかし、 本判決が、そうはせずに「一一六条の法意」を根拠としたことには、それなりの理由がある。 以

本判決において、その効力が問題となる処分行為は、 Aのなした債権譲渡である。 Aは債権者自身であり、 その意

下のように解すべきであろう。

三七年判決と同様、 味で無権代理人に擬し得るものではないが、 る処分行為であるから権利者の追認により遡及的に有効になると解することも強ち不可能ではない。 (債権譲渡権) 本判決がそうしなかったのは、まさに前記(イ)と関わる。まずは、Aの「非権利者」性である。 を有する者ではない点に着目し、 非権利者Aを無権代理人に擬して一一六条の類推適用で処理できたのではないか。 同債権に譲渡禁止特約が付されていることから、 その意味でAを非権利者と捉え、 Aのなした債権譲渡は非権利者によ 同債権を処分する権限 そうであれば それにも拘わ

無権利者 譲渡権を有するものであるところ、譲渡禁止特約という当事者間の約定によってその譲渡権を奪われたものであって、 合のようにほぼ違和感なく受け容れることができるものということはできない。 Aを無権代理人に擬して一一六条を類推適用することは、できないことではないであろうが、それを三七年判決の場 同じ非権利者と捉えるとしても、三七年判決のAとは様相を異にするといわなければならない。それゆえ、 三七年判決のAは、 (非権利者)である。これに対して、本判決のAは、債権譲渡という処分行為に限ってみても、元来、 X所有の甲不動産を自己所有のものとして根抵当権を設定したのであるから、 当初より全くの 本判決の その

無権代理人との関係で本人に当たる者についても問題にしなければならない。

るのであるから、当然のことながら、 としての地位につかなければならなくなる。 産上の根抵当権が当初から有効に存続することを承認し、 無権代理行為においては、 の所有権者となるということである。 その無権代理行為を本人が追認すると、 本人の権利関係に影響を及ぼすことになる。三七年判決におけるXは、 つまり、 Xは、「甲不動産」の所有権者からYの「抵当権が付着した甲 根抵当権設定登記を追認したことによって根抵当権設定者 無権代理行為の効果は本人に帰属することにな 甲不動

ただし書が適用される場合はないとする見解もある。(ヨ) 為における本人に擬することはできない。 擬せられるといえようか。 に差異が生ずるが、 有効になるからといって、 これに対して本判決の場合はどうであろうか。本判決における債務者Bは、そもそも無権代理行為における本人に 譲渡禁止特約の解除の場合は、解除する債務者の債務の内容には影響はない等として、 Bの権利関係に何らかの影響が生ずるものではなく、それゆえ、 B は、 Aの行った債権譲渡を承諾したものであるが、 そもそも、 無権代理の場合は、 追認するか否かによって、本人の その承諾により債権譲渡が遡及的に 本判決のBを無権代理行 一一六条 権利関係

それでは、このBは三七年判決の権利者Xと同視し得るであろうか。

利者とみることはできない。 渡が遡及的に有効になるとの解釈を施したからに他ならない。すなわち、本判決のBを三七年判決のXと同視して権 ていたからではなく、 であるが、では、 承諾によりAの行った債権譲渡は遡及的に有効になるものではあるが、それは、もともとBがそのような権利を有 В の承諾によって(債権譲渡権を有さず、その意味で非権利者といえる)Aの行った債権譲渡は遡及的に有効になるの B は、 (物権的効果説に立った上で) (五二年判決および) 本判決が、 Aの行った債権譲渡を有効にする権利を有しているといえるのであろうか。 Bの承諾によってAの行った債権譲 たしかに、 B Ø

諾により結果的に債権譲渡を有効にするという効果をもたらすBを三七年判決の権利者Xに擬することを通して三七 いところから、三七年判決のように一一六条を類推適用して事案の解決を導くことは叶わなかったのである このように、 しかし、ここにおいて本判決は、 本判決におけるA、 Bの法的地位に鑑みれば、これらを三七年判決のA、Xと同視し得るものではな 債権譲渡権を有しない (非権利者) Aを三七年判決の非権利者Aに擬し、 その承

年判決を類推するという考え方を採ったのである。そして、その際、対第三者との関係も適切に処理するために て結論を導いたものといえる。 法的根拠とすることとしたものである。すなわち、一一六条を類推適用して結論を導いた三七年判決をさらに類推し 一一六条本文のみならず、同条ただし書の力も借りることとし、「一一六条の法意に照らし」という表現を以てその

その結論を導く法的根拠として一一六条を適用することはもちろん、同条を類推適用することも叶わなかったところ、 たと解するのが素直な見方ではないかと思われる。 一六条を類推適用した三七年判決をさらに類推するという手法を採り、そこで「一一六条の法意」に拠ることとし このようにみてくると、本判決は、事案の解決に際し、一一六条に基づいてこそ導き得る結論に至ったのであるが、

二 最判昭和三七年九月一四日 (民集一六巻九号一九三五頁)

係を処理するに際し、「九四条二項の法意」に拠ったものである。 本判決は 明確な通謀虚偽表示によらない土地所有権の移転とそれに伴う登記がなされた後に現れた第三者との関

- 事実の概要

原判決の認定したところによれば、以下の事実が認められる。

X(原告、被上告人)は、訴外A所有の甲土地を買受けることとし、その交渉をC(Xの姉の夫、司法書士、Yの先代) 昭和九年六月上旬頃、 CがXの代理人となってAとの間で甲土地の売買契約を締結し、Xはその代金四○○

判例における「法意」の意義(藤村)

円をCに交付し、これをCがAに支払ったが、 Aが同月一 四日頃急死したため、同売買につき争いが生じ、 任意の所

有権移転登記の履行を求めることができなくなった.

共に、 権移転登記をしたが、 を提起させ、昭和一一年四月三○日にC勝訴判決があり、これが確定し、Cは、同判決に基づいて自己に対する所有 他方、Xは、Cから売渡証書を取り寄せてみたところ、買受人の名義がCにしてあったので、Cに不法を責めると 訴訟費用はXの負担として、C名義でAの家督相続人Aを被告として甲土地の所有権移転登記手続請求の訴 Xの屡々の要求にも拘わらずXに対する所有権移転登記を怠っていた。

を受けた。 間の売買により、 その後、Yiは、 甲土地につき、昭和二七年三月二二日にC死亡による所有権移転登記を受け、 Yがその所有権移転登記を、さらに同月二五日、Ya、 Y間の売買により、Yがその所有権移転登記 次いで同日、 Y,1 Y_2

に対し、Xへの所有権移転登記をそれぞれ求めた。 ここにおいてXは、Yらに対し、甲土地がX所有であることの確認、 Y、Yiに対し、各所有権移転登記の抹消、

 Y_1

た。 虚偽の意思表示によるものであるから、Xは、その無効を善意の第三者である吖、 としても、 これに対し、Yらは、 その所有名義をCとしたのは、 Xが訴外Aより甲土地を買受けた事実を否認した上、仮にXが甲土地を買受けたものである XとCとの合意に基づくものであって、 Yに対抗し得ないとの抗弁をなし 同合意はX、 Cが通謀してなした

して、 原判決は、上記認定に基づき、XがCに前記訴を提起させるために甲土地の譲渡を仮装した事実は認められないと Yらの抗弁を排斥し、Xの請求を認めた。Yら上告。

2 判決の内容

善意の第三者に対抗し得ないと解するのが相当であるとした。 移転登記をなさしめたものであって、実質的には、恰もXが、Cと通謀してC名義に虚偽仮装の所有権移転登記をな した場合と選ぶところはなく、九四条二項の法意に照らし、 した判決に基づいてC名義で登記をすることを許したものであるから、それは畢竟Xの意思に基づきC名義に所有権 原審の認定した事実に基づき、AからCに対する所有権移転登記は、XがC名義で出訴させた上確定 X は、 Cが甲土地の所有権を取得しなかったことを以て

3 「法意」の意義

の第三者に対して自己の権利を主張することができないと解するものが、 ようなケースについて九四条二項を類推適用することについてはさほど抵抗はなかったと思われる。 う状況にあったとまでは、 な虚偽登記の作出(存在)に対して何らかの関与をなした真実の権利者に帰責性を認め、この真実の権利者は、 (その多くは虚偽登記)が存する場合に、その外観を信じて取引関係に入った者(第三者)を保護するために、そのよう 一五〇五頁) その九四条二項の類推適用に係るリーディングケースとされる判例は最判昭和二九年八月二〇日 周知のように、本来の意味における通謀虚偽表示が存するわけではないが、何らかの契機に基づいて不実の外観 であるところ、 なおいえないかもしれない。 時期的にみて、本判決の時点において九四条二項類推適用論が完全に定着していたとい しかし、真実の権利者の関与という点に着目すれば、本件の いわゆる九四条二項の類推適用である したがって、本 (民集八巻八号 善意

判決において「九四条二項の類推適用により、Xは、Cが甲土地の所有権を取得しなかったことを以て善意の第三者 に対抗し得ない」としても一向に差支えなかったものである。

ことができるものといえよう。 「法意」という表現に特別な意味が込められているとは解し難く、素直に九四条二項の類推適用という範疇で捉える このようにみてくると、本判決は、敢えて「九四条二項の法意に照らし」という表現を採ってはいるものの、 その

三 東京高判昭和五三年六月二八日(判時三七〇号八五頁)

下級審裁判例にも目を向けておくことにしよう。

るかどうかを判断するに際し、「不動産登記法五条の法意に鑑み」としたものである。 本判決は、土地売買に伴う所有権移転登記手続を委任された者を相続した者が、登記の欠缺を主張することができ

1 事実の概要

A は、 右五○坪の土地の一部を含む一四九·九一㎡をY(Aの子)のために買受け、Y名義で所有権移転登記をなした。 は、 そのうちの四○坪についてのみ(分筆して)X名義に所有権移転登記手続をなした。その後、 甲の代理人として甲所有の土地五○坪をXに売却し、Xは、その所有権移転登記手続をAに委任したところ、 Aが死亡し、YがAの地位を相続した。 A は、 甲から、

ここにおいて、Xが、Yに対し、右買受けた土地五○坪のうち、X名義で所有権移転登記されていない一○坪分に

ついて、所有権移転登記手続をするよう求めたものである。

2 判決の内容

を怠り、一方で右売買契約成立後に本件土地を自らあるいは実子であるYの代理人として甲から買受けているもので ないものというべきである。」 あるから、 不動産登記法五条の法意に鑑み、Yは、Xに対し本件土地の所有権移転登記の欠缺を主張することができ …甲の代理人として、本件土地をXに売却し、同人よりその所有権移転登記手続を委任されながらこれ

3 「法意」の意義

張する正当な利益を有しない者」の典型の一つが不動産登記法五条二項の定める、他人のために登記を申請する義務 を負う(にも拘わらず、その義務を履行していない)者である。 な利益を有する者と解されている(大連判明治四一・一二・一五民録一四輯一二七六頁)ところ、その「登記の欠缺を主 民法一七七条にいわゆる第三者は、当事者もしくはその包括承継人以外の者であって、登記の欠缺を主張する正当

張する正当な利益を有しない者であることは明らかである。そして、そのAを相続したYは、 の所有権移転登記申請義務をも相続しているのであり、Y自身も不動産登記法五条二項の適用対象となる。 ち四○坪についてのみ所有権移転登記手続をし、所有権移転登記手続を怠った一○坪について、その登記の欠缺を主 したがって、Ⅹから、同人が買受けた甲土地五○坪につき所有権移転登記手続を委任されたAが、その五○坪のう 当然のことながら、 A

判例における「法意」の意義(藤村)

なかったであろう。 という事情があることに、敢えて意味を持たせるとしても、同条の類推適用ということで処理することに何ら問題は Yが同登記申請義務者となるについては、Y自身が当初より義務者であったのではなく、Aからその義務を相続した と述べるに際し、 そうであれば、 不動産登記法五条二項をストレートに適用して然るべきであったということができよう。 Yが、Xに対し、右一○坪についての所有権移転登記の欠缺を主張することができない者に当たる あるいは

いぜい類推適用と同様の意味を見出し得るに過ぎないといえる。 すなわち、本判決が「法意に鑑み」という表現を採ったことについては、そこに特段の意味はない、 あるいは、 せ

Ⅲ 判例における「法意」の意義

法意に照らし」という表現を採ることになったのか、一応の結論に達することができたといえる。 成九年六月五日につき、 Ⅱでは、僅か二件の判例と一件の裁判例を対象にしてではあるが、若干の検討を試みた。とりわけ、Ⅱ一 関連判例に遡って同判決が登場することになった経緯を辿り、同判決が、なぜ「一一六条の の最判平

できた紛争事案につき「九四条二項の法意に照らし」としたものであって、ここでの「法意」は「類推適用」と同義 して」とすることを避け、「一一六条の法意に照らし」という表現を採るに至ったものと理解することができる らに類推することによって一一六条によってもたらされる効果を導こうとしたがゆえに、単に「一一六条を類推適用 これに対して、Ⅱ二の最判昭和三七年九月一四日は、九四条二項の類推適用という手法によって結論を導くことが すなわち、 判決理由において明言しているわけではないものの、一一六条を類推適用した判例(三七年判決)

であると理解することができる。

和三七年九月一四日と同じく「類推適用」と同義であるとの理解が妥当しよう。 さらに、Ⅱ三の東京高判昭和五三年六月二八日の「法意」には特段の意味はない、ないしは、せいぜい前掲最判昭

四五・六・二民集二四巻六号四六五頁、最判昭和四七・一一・二八民集二六巻九号一七一五頁)。 重と取引保護の要請に応じようとする判例が散見される(最判昭和四三・一〇・一七民集二二巻一〇号二一八八頁、 また、本稿では事案等について詳細に紹介する余裕がないが、「九四条二項、一一○条の法意に照らし」て外観尊

解できよう。 請に応ずる)法理に基づいて処理するに際し「九四条二項、一一〇条の法意に照らし」という表現を採ったものと理 これらは、九四条二項・一一〇条両規定の趣旨を総合して初めて得ることができる(外観尊重と取引保護の双方の要

請求権を行使した等の特段の事情があるときは、一五八条の法意に照らし、七二四条後段の効果は生じないと解するのが相当であ というべきであって、六五三条の法意はかかる合意の効力を否定するものではないとした)、「一五八条の法意」に照らし、 委任者が、かねて面倒を見てもらっていた受任者に対し、入院中の支払、葬式費用、入院中に世話になった家政婦・友人等に対す しなかった場合において、その後、禁治産宣告を受け、後見人に就任した者が、その時から六ヶ月内に不法行為に基づく損害賠償 行為時から二○年経過する前六ヶ月以内において、その不法行為を原因として心神喪失の常況にあるにも拘わらず法定代理人を有 七二四条後段の効果は生じないとした最判平成一○年六月一二日(民集五二巻四号一○八七頁…不法行為被害者が、不法 る謝礼金の支払いを依頼する委任契約は、当然に、委任者の死亡によっても同契約を終了させない旨の合意を包含する趣旨のもの これら以外にも、「六五三条の法意」によった最判平成四年九月二二日(金法一三五八号五五頁…入院加療中であった

るとした)、等があり、 判例が用いる「法意」の意義を理解するためにはさらなる検討が要請されよう。

IV おわりに

その従来の解釈手法をストレートに用いたのでは(適切な)解決を導くことが容易ではない場面においてこれを持出 釈手法として、解釈論の一隅をしめることができるものとなるのか、興味が惹かれるところでもある。 適用によって解決を図ることができると思われるにも拘わらず(敢えていえば安易に)「法意」を持出したものもあれば、 したものもあって、その理解と評価は慎重になされるべきものであろう。そして、この「法意」なるものが新たな解 義的ではなく、そこには、いくつかの思考回路が存すると推測することができる。従来の解釈手法、とりわけ類推 判例が、 具体的な事案の解決を導く際の法的根拠として「○条の法意」を示すとき、その「法意」の意義は決して

注

- 1 たとえば、藤村和夫「民法を学ぼう ようこそ民法ワールドへ」(法学書院、二〇〇八年)二五〇頁以下参照
- 2 最判昭和五二年三月一七日(民集三一巻二号三〇八頁)等。ちなみに、債権的効果説を支持するのは、前田達明 (岩波書店、一九六四年) 五二四頁、 大判大正四年四月一日(民録二一輯四二二頁)、大判昭和六年八月七日(民集一○巻七八三頁)、我妻栄「新訂債権総論 (第三版)」(成文堂、一九九三年)四〇〇頁等。 柚木馨=高木多喜男「判例債権法総論(補訂版)」(有斐閣、一九七一年) 一口述 債権
- 3 本判決につき「『一一六条但書の法意に照らし』とするが、自明のことといってよい」とするものがある(我妻栄等「我 コンメンタール民法 総則・物権・債権 (第三版)」〔日本評論社、二〇一三年〕八六二頁)程度で、教科書等にお

採ったことが如何なる意図に基づくものであるかを追究しようとする姿勢を見せるものは見出せない。 いては、たとえば本判決を、「民法一一六条の法意に照らし」て結論を導いたと紹介するのみであって、「法意」という表現を

- 4 効力」法学教室二○六号(一九九七年)一○○頁。 大島和夫「譲渡禁止の特約のある指名債権の譲渡後になされた債務者の譲渡についての承諾と債権譲渡の第三者に対する
- 5 をした第三者に対する債権譲渡の効力」金法一五〇四号三四頁(一九九八年)(四一頁)。 並木茂「譲渡禁止の特約のある指名債権が譲渡された後に債務者が譲渡につき承諾を与えた場合と譲渡後承諾前に差押え
- 6 (一九九八年) (二八頁)。 道垣内弘人「譲渡後に債務者が譲渡を承諾した譲渡禁止特約のある指名債権の譲渡の対第三者効」金法一五二四号二六頁
- (7) 三村量一「譲渡禁止の特約のある指名債権の譲渡後にされた債務者の譲渡についての承諾と債権譲渡の第三者に対する効 | 曹畤五一巻一○号(一九九九年)二四九九頁(三五一一頁以下)。
- 力」民商一一八巻一号(一九九八年)一〇六頁(一一一頁以下)。 角紀代恵「譲渡禁止の特約のある指名債権の譲渡後にされた債務者の譲渡についての承諾と債権譲渡の第三者に対する効
- のが相当であるとされた事例」北大法学論集四九巻四号(一九九八年)九九五頁(一○○二頁、一○○六頁)。 より右特約の存在を知らないでこれを譲り受けた場合でも、その後、債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、右 債権は譲渡の時にさかのぼって有効となるが、民法一一六条の法意に照らし、第三者の権利を害することはできないと解する 四ッ谷有喜「民事判例研究(譲渡禁止の特約のある指名債権について、譲受人が右特約の存在を知り、又は重大な過失に
- て」論叢三三巻一号(一九三五年)四五頁。 田島順「非権利者の処分と其追完」論叢三二巻二号(一九三五年)四三一頁、於保不二雄「追完(Konvaleszenz)に就
- 他人の権利の処分とその追認の遡及効」法協五四巻三号(一九三六年)五七三頁。 末川博「他人の権利の処分と其の他人の追認」民商三巻四号(一九三六年)七一八頁、川島武宜「自己の名に於いてする
- 三七年判決を支持するのは、宮田信夫「他人の権利の処分と追認」曹時一四巻一〇号(一九六二年)一七二八頁等。

判例における「法意」の意義(藤村)

(1) 一一六条(本文)が類推適用されることによって、甲不動産の所有権もXからAに移っていると解すべきかは一個の問題 解してもYは何ら不利益を被るものでもない。三七年判決の原審には、このことを明確にしておく意図が存したものと考えら である。三七年判決の原審が、わざわざ、Xが、XA間の贈与契約を追認したと認める十分な証拠はないとしているのは、こ を放棄するにとどまる趣旨であるならば、甲不動産の所有権は依然としてXに帰属していると考えて差支えなく、このように が甲不動産を取得していることになるが、Aの処分行為によって相手方Yが取得した権利(根抵当権)の存立を否認する権利 のことを意識しているものと思われる。すなわち、Xの追認が、Aの処分行為を全面的に認めるという趣旨であるならば、A

<u>14</u> 頁 (二七頁)。 秦光昭「譲渡後に譲渡禁止特約が解除された場合の第三者対抗要件の効力発生時期」金法一三六八号(一九九三年)二三